

平成25年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成25年12月 6日（金曜日）

開 会 午前11時36分

閉 会 午後 0時10分

○会議に付した事件

1. 子ども・子育て支援法について
-

○出席委員（6名）

委員長 小西秀延君

副委員長 山田和子君

委員 吉田和子君

委員 齋藤征信君

委員 本間広朗君

委員 前田博之君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

子ども課長 坂東雄志君

子ども課主幹 山本玲子君

子ども課主査 藤本路香君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 岡村幸男君

主査 本間弘樹君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまから総務文教常任委員会協議会を開催いたします。

（午前 11 時 36 分）

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項でございますが、子ども・子育て支援法についてということでございます。

担当課からご説明をお願いいたします。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 議案説明会が終わった後、非常にお忙しい中、お疲れのことと存じますがよろしくお願ひします。まず、立ってお話ししたいと思います。その後、ご説明は座って行います。

今回、この時期になぜ子ども・子育て支援新制度の説明をさせていただくのかということをお願いしたいと思います。平成 27 年 4 月、子ども・子育て支援法が本格的にスタートします。そのためには、町においてもさまざまな準備をする必要があります。それで、準備作業には、今パブリックコメントを行っております子ども・子育て会議の設置とか、予算的な手当てとか、本新制度推進に向けての条例の議決とか、事業計画の確定、北海道の調整等がございます。今申し上げたとおり、特に議会の皆様のご理解、ご支援、ご協力が不可欠でございますので、このような会議をもうちょっと早い時期に開催させていただきたいという予定ではいたのですが、非常に手間を取ってしましまして申しわけございません。

それでは、レジュメに沿って説明させていただきます。資料をご確認いただきたいと思いますのですが、子ども・子育て支援新制度と今後の町の取り組みということでございます。あと、子ども・子育て関連 3 法に係る今後の主なスケジュール、資料 2 というものがあります。そして、資料 1、子ども・子育て関連 3 法について、平成 25 年 5 月、内閣府・文部科学省・厚生労働省というものがあります。あと資料 3、調査票のイメージということで資料が 3 つとレジュメということで、これを見比べながらご説明したいと思います。

今回の要点は 2 つあります。1 点目が、子ども・子育て支援新制度の概要をまず簡単にご説明します。そして 2 点目が、議員の皆さんにもご理解いただきたいと思います部分なのですが、今後の町の取り組み。平成 27 年 4 月、本格施行に向けての町の作業ということで、資料 2 に基づいて説明させていただいて、具体的には資料 3 の調査票のイメージとか、そういったものでご説明したいと思います。

それでは、1、子ども・子育て支援新制度についてということでございます。これについては、資料 1 の関連 3 法についてということで、簡単にまずこのレジュメに基づいてご説明しながら、資料を見ながらご説明します。(1)、子ども・子育て支援新制度は、平成 24 年 8 月に成立しています。子ども・子育て支援法、それから、認定こども園法の一部改正法、そして、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律、この3つを子ども・子育て関連3法と呼んでおります。

(2)、制度の目的は、子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するというのが、この新制度の目的でございます。ポイントは、良質な保育、そして量も確保していくということでございます。資料1の3、4を見ていただくと、趣旨とポイントが載っております。まず、主なポイントというのが、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）ということ。認定こども園制度の改善、そして、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実ということで、この3本立てになっています。その内容というのは、今認定こども園というのは、実は結構普及が足りないということでございます。管内では追分で持っているのですが、どういうものかというところ、幼稚園教育と保育を一体的に捉えて一貫して提供する仕組みです。就学前の子ども、幼児教育・保育を提供する。ゼロ歳から就学前の児童全てを対象にしています。保育に欠ける子ども欠けない子ども受け入れています。これは現在の認定こども園の機能です。地域における子育て支援ということで、全ての子育て家庭を対象に子育て不安に対処した相談や親御さんの集いの広場も提供していくという、こういう幼稚園と保育園を重ね合わせた機能を持っています。4つの形があるのですが、それらを詳しくお話しすると時間がなくなってしまいますので、そこは省略しますが、現在、白老町にはこの幼保連携型の認定こども園はありません。今後、27年4月に向けて、幼稚園の皆さんのほうが保育園のほうに近づいていくような形で、幼保連携型の認定こども園ができ上がりつつあるのではないかと思います。特に26年から苫小牧市では結構出てくる可能性があります。27年もそういうような形で、国のほうもこの幼保連携型認定こども園にもっていきたいという思いです。保育園のほうもそうですし、幼稚園もそうです。そこに収れんさせていこうという考え方です。そのような認定こども園制度の改善があって、ここの部分は個人給付ということで国が補償してそして給付するわけですけど、もう一つ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実ということがあります。これは、例えば、放課後児童クラブとか、それから、つどいの広場とか、そういう今の子育て支援拠点、そして利用者支援等もあるのですが、これはどちらかというところ待機児童対策ということが大きなねらいです。利用者支援というのは、要するに全ての子どもさん、年齢層の方に保育なりどちらかのそういう部分に入っていただきたいという、それをそれぞれ調整するというのがねらいです。この利用者支援というのは、今回の3党合意の中で出てきた考え方です。そういうことを法律に明記したということです。

続きまして、4ページの財源とかそういうものはどうしていくのかということは、今いろいろ言われていますこの社会全体による費用負担ということで、消費税の引き上げによってやっていくということでございます。消費税を引き上げることによって、社会全体がそういうものを支えていくのだという考え方で、社会全体で費用を負担するということです。

そして、政府の推進体制は制度ごとにばらばらだったのですが、今回は内閣府に子ども・子育て本部を設置しましたので、ここが中心になります。ですから、自治体もここになるということでお金の流れがここから一本化して出ていくわけですから、そうすると自治体も機構改革

をしていく、苫小牧市も来年度に向けて機構改革をするという話が出ています。うちのほうは子ども課ということで、ある程度子ども対策で集まっておりますので、この体制で十分ではないかと思えます。

あとは、基礎自治体（市町村）が実施主体であるということで、当然個人給付の部分は、認定こども園とかそういう部分ですが、その地域の実情に応じた子ども・子育て支援ということで、基礎自治体の実施主体となるということは、この部分についてはうちのほうが条例化していかなければならないということです。まずその基礎自治体の実施主体となって市町村の地域ニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施するというので、国と都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えるのだということでございます。

4番目に、子ども・子育て会議の設置ということがございます。国も子育て会議を設置するのですが、市町村も合議制機関として設置努力義務ということです。設置努力義務というのは、努めるものとする。法律ではそういう表現になっていると思います。ですので、これは国のほうも要請が大きいということでございます。

次のページ、5番目、6番目に全体像がありますので、これがよくわかるかと思えます。子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像ということで、このレジュメでは、(4)、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みという部分です。これからご説明したいと思います。まず、この子ども・子育て支援法に基づく給付・事業ということで、個人給付の部分です。今までどおりといいますか、国がやってくれるという部分ですけど、これは、子ども・子育て支援給付ということで、施設型給付と地域型保育給付と児童手当の3つです。市町村の事業部分が、利用者支援、先ほど言いました地域子育て支援拠点事業、一時預かり、うちはやっていません。乳児家庭全戸訪問事業等、延長保育事業、病児・病後児保育、うちはやっていません。放課後児童クラブ、妊婦健診。こういったものが市町村の事業になるということでございます。

次に、子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）ということでございます。時間の関係もありますので、ここを中心にお話ししたいと思います。これは、お配りしております資料3、ニーズ調査票のイメージがあると思います。この調査票をつくるためにここにいろいろなデータをつくらなければならないのですけれども、このニーズというのは、この子どもや子育て家庭状況に応じた子ども・子育て支援の提供という、6ページの子ども・子育て家庭の状況及び需要とあります。このニーズを調べて、市町村子ども・子育て支援事業計画案が、この事業に基づいてこれら需要とすれば、その市町村子ども・子育て支援事業計画、給付計画をそれぞれが出す。どういうサービス事業計画を行っていくかということでございます。その束としているのが、子どものための教育・保育給付。教育というのは、幼稚園というイメージで考えていただいて結構だと思います。子どもたちのための教育・保育給付ということで、それぞれこのこういう各保育事業といいますか、こういうサービスがあると、このニーズに対して下のこういうものを揃えないとならないということです。ただ、今うちにあるのは、保育園、幼稚園です。放課後児童クラブとか、延長保育とかはありますけれども、

やっていない事業もあります。それが可能性としてある場合には、支援事業計画の中に盛り込んでいかなければいけないと思います。盛り込まなければ、それはもう白老町の場合はやらないということになってしまいますので、平成 27 年度から 5 年間の市町村子ども・子育て支援事業計画、27 年から 32 年までの 5 年間の計画です。ですから、その中にいろんなものを盛り込んでいかないとならない。そうなれば、ニーズ調査自体も結構専門的な部分を入れてつくっていかないと。下のほうにそれぞれ各保育事業の給付の内容、先ほどちょっとご説明していますけれども、そういう内容です。特に小規模保育事業というのが結構大きな目玉であります。6 人から 19 人までの小規模の保育事業ですが、ただ、ゼロ歳から 2 歳という子どもさんを預かる部分の小規模保育事業について、国の個人給付にしておりますので、国は、ここには相当力を入れております。これについては待機児童の関係でもありますし、こういう地域の人口がフラットなところは、そういう部分で小規模の保育事業、どうしても人口規模が少ないところはもっと小さな規模になっていくとか、そういった部分でも小規模保育事業は使えるのではないかと、待機児童の部分、都市型の部分でも使えますし、こういう地方の部分でも使えるということでございます。

続きまして、7 ページに子ども・子育て支援法の枠組みがございます。こういうことで、今の類型としては認定こども園の 4 類型でございます。幼保連携型と幼稚園型、保育所型、地方裁量型があります。そのほかに、従来の幼稚園型、幼稚園です。それから、保育園ということで、こういうような仕組みの中でどういうサービスをしていくかというようなことになると思います。これは、施設体系の給付の 4 類型でございます。

続きまして、17 ページを見ていただきたいと思います。ここがちょっと大きい流れでございます。今までですと保育所は、保育に欠けるということで入所させていたわけですから、今度の保育の必要性の認定の申請ということで、必要性ということになっております。この必要性ということで、その保育について認めていくということでございます。形としては、必要性の認定をしまして、認定・認定書の交付、利用希望の申し込みまで行って、何とかそれでスムーズに入れるのでしたら利用調整はないですけど、利用調整を抜かして、次に、私立保育所を利用する場合ということと、認定こども園・公立保育所・地域型保育を利用する場合という、契約の相手方がそれぞれ違うのですけれども、ただ、私立の保育園については、保護者と市町村の契約ということになっていますが、ここの部分については、当分の間今までどおりの形になると思います。認定こども園とか地域型保育を利用する場合には、保護者と施設・事業者の契約という形で、法定代理受領という形、契約自体も変わってくるということになっています。

16 ページを見ていただくと、新たな制度ということで、それを図式化するとこのような形になります。この辺はもっと詳しくお話しすればいいのですけれども、時間がございませんので。

次に、20 ページに地域型保育給付の創設、どういうものを想定しているかということで先ほど小規模保育園の話をしておりますけれども、この 20 ページにそういったものが載っています。

22 ページに小規模保育園等の活用による地域の子育ての支援機能の充実イメージが載っています。26 ページには、内閣府を中心としてどのように束ねていくのだということが全部載っ

ています。こういう形で内閣府が束ねていくということでございます。

資料2、子ども・子育て関連3法に係る今後の主なスケジュールということでございます。今国の財政措置ということで、今回のシステム費の問題とかニーズ調査については、交付税の関係とか、安心こども基金、こういう財源を国からいただいて、今回しなさいということでございますので、今回の補正で上げているのが、市町村子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査、今この調査票イメージというのはこのような形です。これを1号、2号、3号ということで認定するわけです。そのための調査でもありますし、結構専門性の高い調査になると思います。そのほか、今度は制度管理システムの導入ということで管理システムをもっていくと。幼稚園まで入ってきますので、これからそれぞれシステムを組んでいくのですけれども、今HBAとうちのほうでいろいろタイアップしてやっていますので、そこに頼んで進めていきたいと思っています。今その部分が今回の町の取り組みになるのですが、そのほか、この子ども・子育て関連3法に係る今後のスケジュールです。この中で一番重要なのは、利用手続開始というのが26年9月からです。ですから、その前にある程度条例とか、特に放課後児童クラブなどはその市町村の事業になりますので、当然その条例制定が必要になってくるのです。ですから、そうすると9月ぐらいまでに条例を制定していかないとならない。そういう準備もするということになります。そして、公定価格といってその保育の保育料は幾らにするとか、そういった部分も当然議決していただくという部分がございます。これらを踏まえて、ここに今後の町の取り組みということで、ちょっとこの辺見えないのですが、この9月がポイントになると。9月からもう運用進める部分があるので、この部分である程度つくっていききたいと思っています。

ですから、この子ども・子育て関連3法に係る今後の主なスケジュールの中で、国の動きということで、子ども・子育て会議を設置しています。町子ども・子育て会議関係、そして事業計画関係、利用者関係、給付・事業関係、電算システム関係とあります。この中で大体時系列的に書いてありますけれども、子ども・子育て会議を設置しました。ニーズ調査もやります。大体この9月ぐらいまでをめどにある程度つくっていくと。ただ、ここの部分で議会の皆さんにご協力いただくのは、事業計画についての議決とか、条例の個々の給付・事業関係の中では、基準条例を検討していくと思います。この条例制定を当然していくということになります。そして、電算システムの関係、今後の予算の中で成立していただきたいと。そして、運用が27年4月から利用開始ですが、ある程度ここまでに条例化をしていかないと間に合わないという、国からそういうお話をいただいています。まだまだ町のほうはなかなか実際新しい制度で、私どものほうも当初考えていた以上に大きな改革で、抜本的な子ども・子育て関連の考え方なので、ここの部分は町としても想定外に近く、法律が変わるという感じはしています。いろいろさまざまあるのですけれども、そういったところがポイントでございます。議会の皆さん、特に今後の町の取り組みの部分、充分ご理解いただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、簡単ですけれども、あと細かいこと、その他質疑につきましては、子ども課に3人いますので、それぞれいろいろご質問、電話でも構わないですし、私どもは議会の中でご説明するということになればそこにも行ってご説明させていただきますし、充分これからPRしなけ

ればならないことですので、私どもなかなかわからない部分も結構ありまして、これからの制度なので、これから勉強していきたいし、議会の皆さんにご協力いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） それでは、大変大きな改正になっておりますし、資料も大変多い中説明をしていただきましたが、ご質問等ありますでしょうか。

齋藤委員。

○委員（齋藤征信君） 齋藤です。早口で説明いただいたのですけれども、中身というのは相当大きな、今言われたように大きな改革ではないかという気がするのです。そうすると、この中身について十分知った上で話を進めなければならないのですけれども、今の早口の説明で、議会に報告するのはもうこれおしまいというようなことでは、我々論議のしようもないです。だから、そうやって考えると、ゆっくり説明を受けて協議する日程というのは考えられているのか。そのあたり、今電話でもと言ったけれども、これは電話で解決するような問題ではないはずで。ということで言えば、この今後の日程、作業日程はあるかもしれないけれども、こういう協議を進めていく日程というのはどのように考えているのか。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 齋藤委員からお話があったとおりでと思います。実際うちのほうの作業も結構おくれがちな部分があります。ただ、一番大事なことは、皆さん言われるとおりで周知、PRをしてわかっていただかないとならないわけです。ですから、そういう時間もこれからまた事務局ともご相談させていただきながら、日程等も考えていきたいと思っています。

○委員長（小西秀延君） 現状では、国の動きが大まかなところで、具体策になってくると白老町のほうになると、これからだということに理解させていただいていますけれども、これは、26年度で新しいシステムに移行になっていきます。こういう財源とかは、もう国のほうできちんと各市町村に充当されるような準備は進んでいるのですか。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 小西委員長からお話のありましたとおりで、そこは自治体も心配していたところですが、標準の団体で255万円ほど普通交付税の中で参入されています。あと、安心子ども基金として、補助金ということで350万円です。国から来る予定になっています。それが安心子ども基金という中で整理されております。この2つが今回の財源としてあります。

また、来年度に向けても、地方財政計画といいまして、地財計画というもののなのですが、その中で、特に子ども・子育て支援新制度の推進に向けた財政措置をそれぞれしてくださいということで、そういう部分が各省庁に流されておりますし、実際、平成25年度の地財計画の中でも出されておまして、充分であるかどうかはわかりませんが、国からのそういう財政措置はされているということで認識しております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） わかりました。

ほかに気になる点、現在のところよろしいですか。

岡村局長。

○事務局長（岡村幸男君） そうしますと、まず条例をつくっていかなければならないということになっているのですけれども、議会のほうに条例を含めた制度、大体どのくらいで説明できるめどを持っているのかということが1点です。

それともう1点、子ども・子育て会議の設置、これが合議制機関といわれているのですか。ただ、設置は条例で行う会議になるのか、そうだとすればその会議はどのような位置づけ、例えば町の附属機関みたいなものになるのか。どのようなものなのかその辺を教えていただきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは、お話のありました2点ですけど、まず1点目の、例えば放課後児童クラブの条例とかをつくるという基準は、おそらく今の雰囲気ですと、結構まだ論点整理がされている最中です。ですから、1月か2月ぐらいになれば、ある程度その基準となる、国が自治体に条例をつくってくださいというその基準となるものが、1月から2月ぐらいになれば出てくるのではないかと思います。ですから、2月から3月ぐらいになれば、こういう条例にしていくということは、ある程度見えるかと思えます。ですから今、局長が言われた部分ですと、やっぱり早くても3月ぐらいにならないと、ちょっと基準条例が見えてこないのなと思えます。町自体もそこから法の担当と話をして、そういう基準を見ながら条例化する作業に入ってくると思えます。ただ、国の基準条例はこうなっていますだけではなくて、町としてもある程度こういう条例をつくりたいということまで言わないと、議会の皆さんと議論ができないと思えますので、その部分でいくと3月ぐらいになるかと思えます。

それともう1点、子ども・子育て会議ですが、子ども・子育て会議は、今パブリックコメントをしている最中です。12月24日までの予定で進めています。まず、町の附属機関として審議会という形をとります。町の附属機関として、新たに子ども・子育て会議を設置させる予定にしております。この辺、これから会議の構成メンバーとかそういった部分は、当然その条例が設置された後になると思えますので、スタートはおそらく、例えば1月にお時間をいただくとということになれば、議決いただくということになれば、2月早々からスタートできる。そこで子ども・子育てのそういうニーズ調査とか、計画とか、そういった部分を議論する形になると思えます。当然これから出すいろいろな子ども・子育ての町の施策については、この子ども・子育て会議の中でやっていくという形になると思えます。

○委員長（小西秀延君） 岡村局長。

○事務局長（岡村幸男君） 町の付属機関ということであれば、設置根拠は条例で設置するという形になりますね。そうすると、その条例で設置するというのはいつごろになりそうですか。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 事務的な話をしますと、今パブリックコメントを24日までしておりますので、今月中に教育委員会にかけまして、そしてある程度了解をいただいて、1月の末、1月議会にかけられればかけたいと思っています。これをかけないとちょっとまずいとい

う感じがしております。そして、2月に開始していくという形で非常にタイトですが、そういう形でやっていきたいと。それは、議会の皆様のご協力をいただかないとならないと思いますので、本当はもっと早めにこういうお話をしないとならないと思っていたのですが、大変申しわけなくしております。

○委員長（小西秀延君） 大変厳しいスケジュールだとは思いますが、ほかに質問はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして、総務文教常任委員会協議会を閉会いたします。

（午後 0時10分）